**平成２９年（フ）第２３９６号**
大阪市東住吉区北田辺６丁目20番４号
債務者　衣川　秀昭
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２４９８号**
大阪府吹田市竹谷町22番５号　（A202）
債務者　岸下小百合
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２５５６号**
大阪市西成区花園北２丁目11番18―306号
債務者　船本　　治
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２５５７号**
大阪市淀川区三津屋北１丁目２番21号ハイツ三麗　403号
債務者　熊坂美佐江
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６０３号**
大阪府大東市川中新町14番405号
債務者　村尾　竹治
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６０９号**
大阪府門真市御堂町19番９号　丸市ハイツ202号
債務者　有川　悦己
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６１６号**
大阪市東淀川区豊里６丁目28番14号　フジパレス豊里Ⅰ番館　103号
債務者　大内　章司
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６７６号**
大阪市西成区津守２丁目７番19号　グランシャリオ　401
債務者　正木　　透
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６７９号**
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番６―404号
債務者　岩城真理子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６８５号**
大阪府枚方市桜町５番18号
債務者　奥戸　　遊
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７２６号**
大阪市東住吉区矢田６丁目12番８―604号
債務者　中尾　哲也
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７２７号**
大阪市東住吉区矢田６丁目12番８―604号
債務者　中尾　文代
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７２８号**
大阪市平野区長吉長原東３丁目14番15号
債務者　大山　初子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７９０号**
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―1006号
債務者　本間　　望
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２４１号**
仙台市宮城野区田子３丁目23番32号　サンビレッヂ・M六番館201、従前の住所宮城県富谷市成田６丁目15番地１
債務者　佐藤しのぶ
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８５号**
仙台市太白区南大野田16番地の５　カーサベルデ201
債務者　小美濃　智
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４６２号**
宮城県塩竈市西町６番５号　にしまちハイム103号、従前の住所宮城県塩竈市清水沢４丁目19番９号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係